

議案第51号

壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請負契約の締結
について

壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月10日提出

壱岐市長 白川博一

記

1. 契約の目的 壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約金額 金272,250,000円
4. 契約の相手方 長崎市平野町22番40号
株式会社九電工 長崎支店
執行役員支店長 岐部 孝典

(提案理由)

壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

説 明 資 料

1. 工事場所

壱岐市郷ノ浦町本村触684番地1

2. 工事概要

壱岐市ケーブルテレビ施設 通信機器の更新

センターレイヤー3スイッチ	1台
二次集約スイッチ	3台
サーバー	2台

3. 工 期

契約発効の日から令和3年3月31日まで

4. 随意契約の理由

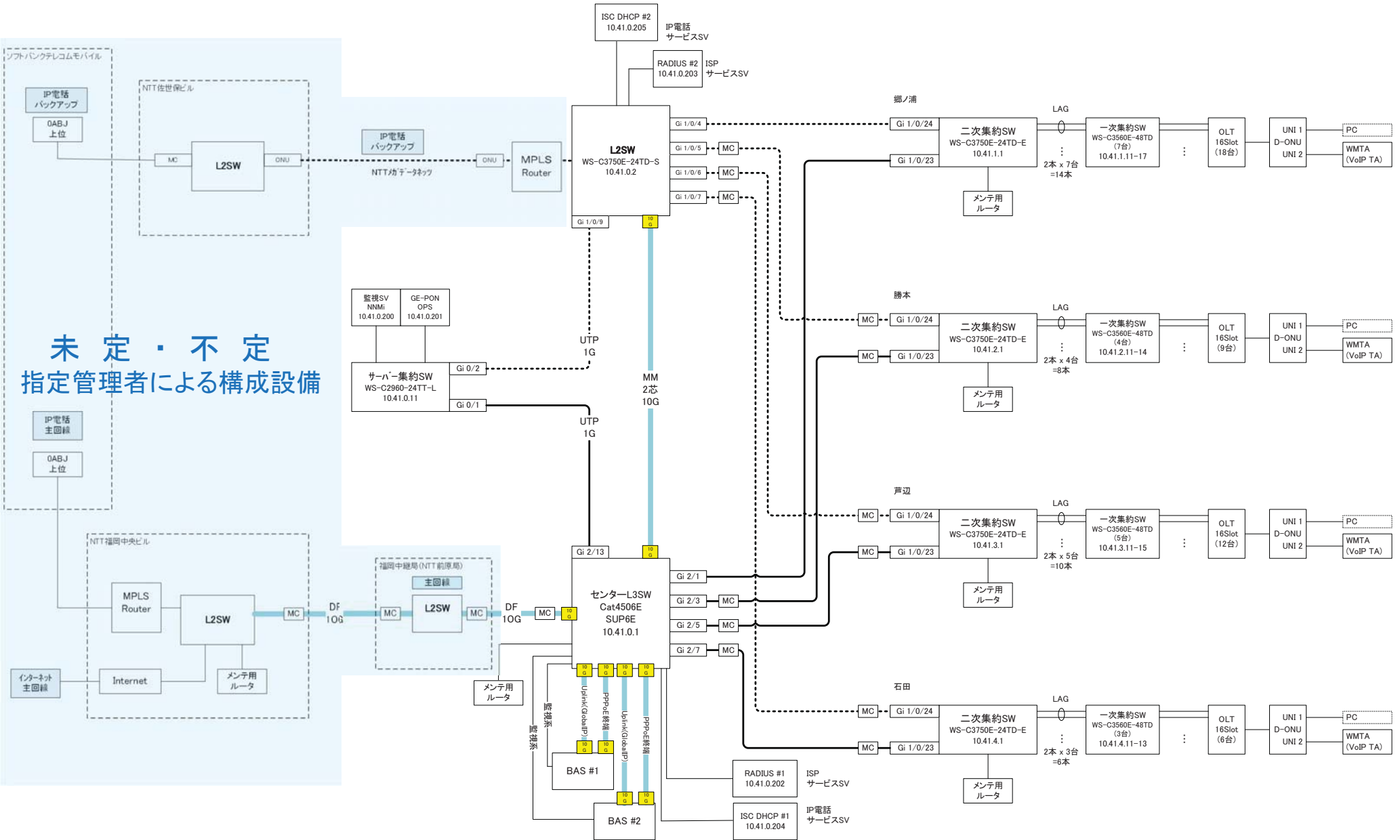
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び壱岐市財務規則第84条第1項第3号の規定による。

工事対象設備が通信設備の中核であることから、既存システムとの整合性、責任分界点の課題など、指定管理者以外の者に施工させた場合、設定や運用・保守面において著しく支障が生じる恐れがある。

当該事業者は壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理者(共同提案者)であり、指定管理者が施工することにより、新旧システムの切替作業時間の短縮やシステム整合性の確保、責任分界点の省略による施工・運営・保守への対応の遅延防止が確保され、結果として、保守費の削減と障害対応の迅速化が可能となり、サービスの向上に繋がるものである。

既設 ネットワーク全体構成図 (調査図)

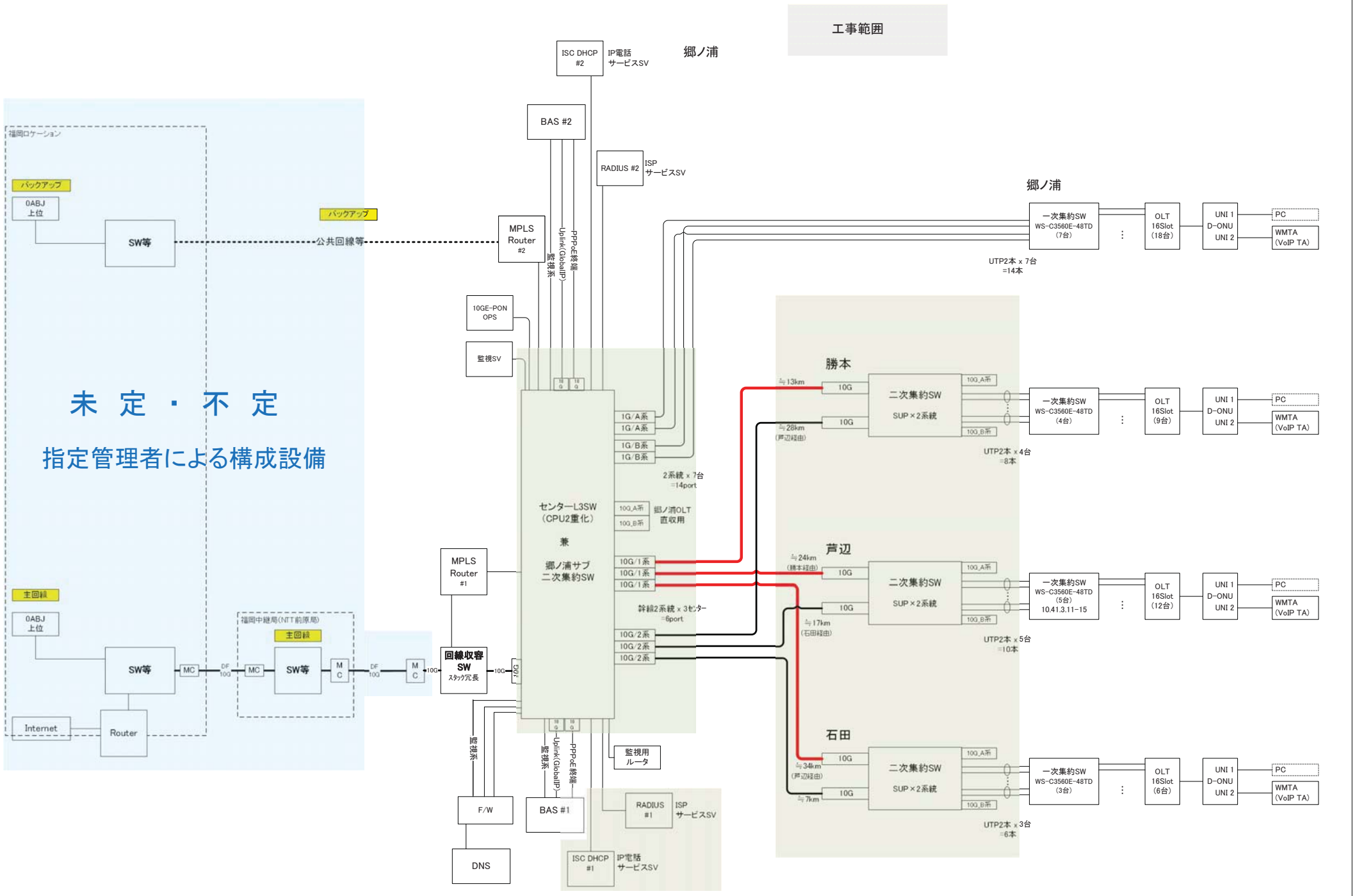
着手前



未定・不定
指定管理者による構成設備

ネットワーク全体構成図 (工事範囲図)

整備後



議案第52号

1人1台端末整備事業におけるPC端末共同調達購入契約の締結について

1人1台端末整備事業におけるPC端末共同調達購入契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月10日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 契約の目的 1人1台端末整備事業におけるPC端末購入
- 2 契約の方法 長崎県市町村行政振興協議会が執行した共同調達に係る入札結果により決定した業者と随意契約
- 3 契約金額 107,698,800円
- 4 契約の相手方 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社
代表取締役 社長 濱口 晴樹

(提案理由)

壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

説明資料

1 購入物件 1人1台端末購入事業におけるPC端末

2 納期 令和3年1月31日

3 入札状況

(1) 入札件名 1人1台端末購入事業におけるPC端末共同調達

(2) 参加団体 12団体

(3) 入札物件 PC端末一式

(4) 応札業者 扇精光ソリューションズ株式会社

(5) 落札業者 扇精光ソリューションズ株式会社

(6) 入札結果

機器仕様	数量	単価	計
LTE通信非対応 (Wifiモデル)	2,460台	39,800円	97,908,000円
	税込み	43,780円	107,698,800円

議案第53号

壱岐市税条例の一部改正について

壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年9月10日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税におけるひとり親控除の創設及び寡婦控除の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものである。

壱岐市税条例の一部を改正する条例

(壱岐市税条例の一部改正)

第1条 壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第54条第8項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第87条第2項ただし書中「事項」を「次項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの

割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 壱岐市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号ホ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第3

1項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項と

し、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中壱岐市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (2) 第2条中壱岐市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の壱岐市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の壱岐市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第54号

原の辻一支国王都復元公園条例の一部改正について

原の辻一支国王都復元公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年9月10日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

令和3年度からの原の辻一支国王都復元公園の指定管理者導入に伴い、所要の改正を行うものである。

原の辻一支国王都復元公園条例の一部を改正する条例

原の辻一支国王都復元公園条例（平成21年壱岐市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（公園の管理）」に改め、同条中「公園は、常に」を「指定管理者は、公園を常に」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第4条の見出し中「又は施設の」を「及び」に改め、同条第1項中「又は同施設の利用者」を「及び利用しようとする者」に改め、「、管理者が指示した事項に留意し」を削り、「観覧又は利用」を「利用等」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「又は利用」を「及び利用」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に、「の承認若しくは利用の許可を取り消し」を「及び利用を拒否し」に改め、同条第4項中「市長」を「指定管理者」に、「の承認若しくは利用の許可を取り消し」を「及び利用を拒否し」に、「取消し」を「拒否」に改める。

第5条から第8条までを次のように改める。

（指定管理者の業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園、その附属設備等の維持及び管理に関すること。
- (2) 公園の利用の許可等に関すること。
- (3) 前2号に規定する業務に付随する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、公園を有効利用するために必要な業務
(開園日及び開園時間)

第6条 公園の開園日及び開園時間は、教育委員会規則で定める。

(利用の許可等)

第7条 公園のうち体験広場又はガイダンス施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の利用が第4条第3項各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしてはならない。

3 指定管理者は、第1項の規定により許可する場合は、公園の管理運営上必要な条件を付することができる。

4 第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し及び利用の中止)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

(1) その利用が、第4条第3項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(2) 前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 前条第4項の規定に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の行為により、許可を受けたとき。

(5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

第9条中「の施行について」を「に定めるもののほか、公園の管理運営に関し」に改め、同条を第16条とする。

第8条の次に次の7条を加える。

(利用許可事項の変更等)

第9条 利用者は、第7条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 利用者は、第7条第1項の規定により許可を受けた利用を中止しようとするときは、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

(利用料金等)

第10条 公園の入園料は、無料とする。

2 公園のうち体験広場又はガイダンス施設の利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

3 体験広場の占有利用に係る利用料金は、別表第1に定める金額とし、ガイダンス施設の地域振興室又は体験交流室(以下「貸室」という。)の利用に係る利用料金は、別表第2に定める金額とする。この場合において、地域振興室の一部を利用する場合に限り、利用した面積により同表に定める金額を^{あん}按分し利用料金を徴収することができるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、体験広場又は貸室の利用に際し、参加料又はこれらに類するものを参加者等から徴収する場合は、同項に規定する利用料金に10割を乗じて得た額を加算した額を上限とし、利用者から利用料金を徴収することができるものとする。

5 ガイダンス施設の附属設備等(貸室の冷暖房装置を除く。)の利用料金は、指定管理者が市長の承認を得て、別に定めるものとする。

6 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(体験料)

第11条 体験に係る利用料金(以下「体験料」という。)は、別表第3に定める金額を上限として、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

2 体験料は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金等の減免)

第12条 指定管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができるものとする。

2 指定管理者は、市内の小学生又は中学生が授業の一環として体験を行う場合は、体験料を減額し、又は免除することができるものとする。

(利用料金の還付)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 第8条第5号の規定に該当することを理由として、利用の許可を取り消され、又はその利用を中止させられたとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない事由により、第9条に規定する変更の承認を受けたとき又は中止を届け出たとき。

(原状回復)

第14条 利用者は、公園の利用を終了したとき又は第8条の規定により利用の許可を取り消され、若しくはその利用を中止させられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第15条 公園を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

占有場所	単位	利用料金 (税込)
体験広場	1日	10,000円

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第10条関係）

室名	単位	利用料金（税込）	冷暖房装置利用料（税込）
体験交流室	1時間	500円	100円
地域振興室	1月	50,920円	利用料金に含む。

別表第3（第11条関係）

体験メニュー	体験料（税込）
火起こし体験	300円
勾玉づくり体験	600円
干支人形絵付け体験	750円
ガラス玉づくり体験	900円
土器づくり体験（土器焼きを含む。）	1,200円
その他体験メニュー	1,200円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 公園の指定管理者の指定に係る申込み及びこれに対する選定の手続並びにこの条例の施行の日以後における体験広場又はガイダンス施設の利用に係る申込みその他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

令和2年度

一般会計補正予算書
(第7号)

壱岐市

議案第55号

令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,233,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年9月10日提出

壱岐市長 白川博一

第1表歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		9,436,901	103,092	9,539,993
	1 地方交付税	9,436,901	103,092	9,539,993
12 分担金及び負担金		196,281	5,850	202,131
	1 分担金	14,599	5,850	20,449
	2 負担金	181,682	0	181,682
14 国庫支出金		6,364,534	88,599	6,453,133
	1 国庫負担金	1,618,627	70,180	1,688,807
	2 国庫補助金	4,739,005	2,051	4,741,056
	3 国庫委託金	6,902	16,368	23,270
15 県支出金		2,517,712	82,866	2,600,578
	2 県補助金	1,747,817	82,866	1,830,683
16 財産収入		72,290	2,165	74,455
	2 財産売払収入	41,306	2,165	43,471
18 繰入金		2,257,106	5,000	2,262,106
	1 基金繰入金	2,257,106	5,000	2,262,106
20 諸収入		297,580	5,189	302,769
	4 雑収入	246,668	5,189	251,857
21 市債		2,474,700	106,778	2,581,478
	1 市債	2,474,700	106,778	2,581,478
22 法人事業税交付金		0	5,461	5,461
	1 法人事業税交付金	0	5,461	5,461
歳入合計		27,828,000	405,000	28,233,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		135,918	5,002	140,920
	1 議会費	135,918	5,002	140,920
2 総務費		7,743,490	84,820	7,828,310
	1 総務管理費	7,420,639	84,435	7,505,074
	2 徴税費	186,703	△6,377	180,326
	3 戸籍住民基本台帳費	77,682	6,762	84,444
3 民生費		6,176,129	61,195	6,237,324
	1 社会福祉費	3,339,668	30,994	3,370,662
	2 児童福祉費	1,979,275	22,621	2,001,896
	3 生活保護費	852,005	7,580	859,585
4 衛生費		2,325,916	527	2,326,443
	1 保健衛生費	1,367,528	5,639	1,373,167
	2 清掃費	958,388	△5,112	953,276
5 農林水産業費		2,417,841	53,942	2,471,783
	1 農業費	1,266,622	13,320	1,279,942
	2 林業費	53,266	2,000	55,266
	3 水産業費	1,097,953	38,622	1,136,575
6 商工費		791,818	△22,942	768,876
	1 商工費	791,818	△22,942	768,876
7 土木費		2,031,279	△6,662	2,024,617
	1 土木管理費	118,466	9,434	127,900
	2 道路橋りょう費	1,035,340	6,500	1,041,840
	3 河川費	26,529	323	26,852
	4 港湾費	115,763	△16,321	99,442
	5 都市計画費	41,675	1,700	43,375
	6 下水道費	144,154	△8,298	135,856
8 消防費		914,072	△5,647	908,425
	1 消防費	914,072	△5,647	908,425
9 教育費		2,073,589	36,723	2,110,312
	1 教育総務費	258,966	△2,092	256,874
	2 小学校費	511,762	15,959	527,721
	3 中学校費	223,831	9,288	233,119
	4 幼稚園費	214,639	△7,376	207,263

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費	5 社会教育費	519,777	20,772	540,549
	6 保健体育費	127,611	△81	127,530
	7 学校給食費	217,003	253	217,256
10 災 害 復 旧 費		334,657	202,110	536,767
	1 農林水産施設災害 復旧費	266,144	118,810	384,954
	2 公共土木施設災害 復旧費	68,513	83,300	151,813
11 公 債 費		2,842,593	△4,068	2,838,525
	1 公 債 費	2,842,593	△4,068	2,838,525
歳 出 合 計		27,828,000	405,000	28,233,000

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
原の辻一支国王都復元公園指定管理料 事業費 79,200 千円	令和3年度 ～ 令和5年度	79,200 千円
合 計		79,200 千円

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農 林 水 産 債	5,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	350,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	351,978	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
民生債	9,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	16,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消 防 債	67,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	62,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
教 育 債	11,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	76,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	67,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	99,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	9,436,901	103,092	9,539,993
12 分担金及び負担金	196,281	5,850	202,131
14 国庫支出金	6,364,534	88,599	6,453,133
15 県支出金	2,517,712	82,866	2,600,578
16 財産収入	72,290	2,165	74,455
18 繰入金	2,257,106	5,000	2,262,106
20 諸収入	297,580	5,189	302,769
21 市債	2,474,700	106,778	2,581,478
22 法人事業税金 交付	0	5,461	5,461
歳入合計	27,828,000	405,000	28,233,000

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	135,918	5,002	140,920
2 総 務 費	7,743,490	84,820	7,828,310
3 民 生 費	6,176,129	61,195	6,237,324
4 衛 生 費	2,325,916	527	2,326,443
5 農 林 水 産 業 費	2,417,841	53,942	2,471,783
6 商 工 費	791,818	△22,942	768,876
7 土 木 費	2,031,279	△6,662	2,024,617
8 消 防 費	914,072	△5,647	908,425
9 教 育 費	2,073,589	36,723	2,110,312
10 災 害 復 旧 費	334,657	202,110	536,767
11 公 債 費	2,842,593	△4,068	2,838,525
歳 出 合 計	27,828,000	405,000	28,233,000

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			5,002
△16,618	64,800	2,165	34,473
34,239	6,500		20,456
413			114
17,833	5,600	3,600	26,909
14,960			△37,902
			△6,662
1,408	△4,900	186	△2,341
10,630		5,000	21,093
108,600	32,800	5,850	54,860
			△4,068
171,465	104,800	16,801	111,934

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	9,436,901	103,092	9,539,993
	1 地方交付税	9,436,901	103,092	9,539,993
	1 地方交付税	9,436,901	103,092	9,539,993

12	分担金及び負担金	196,281	5,850	202,131
	1 分担金	14,599	5,850	20,449
	2 災害復旧費分担金	9,791	5,850	15,641
	2 負担金	181,682	0	181,682
	1 民生費負担金	180,560	0	180,560

14	国庫支出金	6,364,534	88,599	6,453,133
	1 国庫負担金	1,618,627	70,180	1,688,807
	1 民生費国庫負担金	1,618,627	19,780	1,638,407
	2 災害復旧費国庫負担金	0	50,400	50,400
	2 国庫補助金	4,739,005	2,051	4,741,056
	1 総務費国庫補助金	3,929,618	1,234	3,930,852
	2 民生費国庫補助金	165,978	14,219	180,197
	7 教育費国庫補助金	190,234	△13,402	176,832
	3 国庫委託金	6,902	16,368	23,270
	1 総務費委託金	262	14,960	15,222

10 地方交付税
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	103,092	普通交付税	103,092

1 農地及び農業用施設災害復旧費分担金	5,850	農地等災害復旧費受益者分担金	5,850
3 児童福祉費負担金	0	こども園利用者負担金 給食費負担金（こども園）	540 △540

4 生活保護費負担金	19,780	生活保護費負担金（過年度精算分）	19,780
1 公共土木施設災害復旧費負担金	50,400	公共土木施設災害復旧費負担金	50,400
1 総務費補助金	1,234	離島活性化交付金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	△6,180 7,414
1 社会福祉費補助金	356	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	356
2 児童福祉費補助金	13,863	子ども子育て支援交付金 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金	5,550 8,313
1 小学校費補助金	△10,747	学校保健特別対策事業費補助金 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	7,100 △17,847
2 中学校費補助金	△4,185	学校保健特別対策事業費補助金 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	2,000 △6,185
5 幼稚園費補助金	1,530	教育支援体制整備事業費補助金	1,530
1 総務費委託金	14,960	誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業	14,960

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	3 消防費委託金	0	1,408	1,408

15	県支出金	2,517,712	82,866	2,600,578
	2 県補助金	1,747,817	82,866	1,830,683
	2 民生費県補助金	116,384	6,833	123,217
	4 農林水産業費県補助金	878,774	17,833	896,607
	8 災害復旧費県補助金	219,123	58,200	277,323

16	財産収入	72,290	2,165	74,455
	2 財産売払収入	41,306	2,165	43,471
	1 不動産売払収入	2	2,165	2,167

18	繰入金	2,257,106	5,000	2,262,106
	1 基金繰入金	2,257,106	5,000	2,262,106
	1 基金繰入金	2,257,106	5,000	2,262,106

20	諸収入	297,580	5,189	302,769
	4 雑入	246,668	5,189	251,857
	3 雑入	246,654	3,786	250,440
	5 過年度収入	0	1,403	1,403

21	市債	2,474,700	106,778	2,581,478
	1 市債	2,474,700	106,778	2,581,478

節		説明	
区分	金額		
1 消防費委託金	1,408	女性や若者をはじめとした消防団加入促進事業委託金	1,408
3 児童福祉費補助金	6,833	地域子ども・子育て支援事業費補助金 放課後児童健全育成事業費補助金 保育対策総合支援事業費補助金	1,983 4,050 800
1 農業費補助金	246	農業用ハウス強靱化緊急対策事業	246
3 水産業費補助金	17,587	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金	17,587
1 農地及び農業用施設災害復旧費補助金	58,200	農地及び農業用施設災害復旧費補助金	58,200
1 土地建物売払収入	2,165	土地売払収入	2,165
1 基金繰入金	5,000	原の辻遺跡保存整備基金	5,000
19 雑入（農林課）	3,600	土地改良施設維持管理適正化事業交付金	3,600
28 雑入（消防本部）	186	消防団員安全装備品整備等助成金	186
1 過年度収入（国庫支出金）	478	過年度収入（国庫支出金）	478
2 過年度収入（県支出金）	925	過年度収入（県支出金）	925

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	3 臨時財政対策債	350,000	1,978	351,978
	4 民生債	9,600	6,500	16,100
	7 消防債	67,600	△4,900	62,700
	8 教育債	11,200	64,800	76,000
	9 災害復旧事業債	67,000	32,800	99,800
	11 農林水産債	0	5,600	5,600

22		法人事業税交付金	0	5,461	5,461
	1	法人事業税交付金	0	5,461	5,461
		1 法人事業税交付金	0	5,461	5,461

節		説明	
区分	金額		
1 臨時財政対策債	1,978	臨時財政対策債	1,978
1 緊急防災・減災事業債	6,500	緊急防災・減災事業債	6,500
1 緊急防災・減災事業債	△4,900	緊急防災・減災事業	△4,900
2 学校教育施設等整備事業債	64,800	学校教育施設等整備事業	64,800
1 単独災害復旧事業債	20,200	公共土木施設等災害復旧事業（単独）	20,200
2 補助災害復旧事業債	12,600	公共土木施設等災害復旧事業（現年災補助）	12,600
1 緊急自然災害防止事業債	5,600	県単独自然災害防止事業	5,600
1 法人事業税交付金	5,461	法人事業税交付金	5,461

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	議会費	135,918	5,002	140,920				5,002
1	議会費	135,918	5,002	140,920				5,002
1	1 議会費	135,918	5,002	140,920				5,002

2	総務費	7,743,490	84,820	7,828,310	△16,618	64,800	2,165	34,473
1	総務管理費	7,420,639	84,435	7,505,074	△24,032	64,800	2,165	41,502
1	1 一般管理費	1,037,761	26,229	1,063,990				26,229

1 議会費
(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	2,674	一般職給 行政職給（一般職）	2,674
3 職員手当等	1,469	通勤手当 通勤手当（一般職） 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	△27 24 851 621
4 共済費	859	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	859

1 報酬	7,727	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬	7,727
2 給料	11,144	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	7,807 3,337
3 職員手当等	3,187	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当 児童手当	△200 246 434 136 967 382 42 750 430
4 共済費	4,000	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 社会保険料	3,000 1,000
8 旅費	18	費用弁償	18
13 使用料及び賃借料	153	賃借料 宿舎借上料	153

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 財産管理費	114,948	10,541	125,489			2,165	8,376
6 企画費	1,263,325	△2,356	1,260,969				△2,356
8 地区事務所 費	30,628	4,015	34,643				4,015
14 新型コロナ ウイルス感 染症対応事 業費	3,684,420	46,006	3,730,426	△24,032	64,800		5,238
2 徴税费	186,703	△6,377	180,326				△6,377
1 税務総務費	145,629	△9,377	136,252				△9,377

節		金額	説明	
区分				
12 委託料	3,800	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 除却業務委託料 解体工事設計業務	300 3,500	
14 工事請負費	6,700	建設工事費（事業用資産） 改修工事		
17 備品購入費	41	一般備品購入費 庁用器具費		
1 報酬	△2,664	会計年度任用職員報酬		△2,664
8 旅費	308	費用弁償		308
14 工事請負費	4,015	維持補修工事費 維持補修工事（その他）		
11 役務費	156	通信運搬費 郵便料 手数料 振込手数料	68 88	
18 負担金、補助及び交付金	45,850	事業費補助金 地域肉用牛振興対策事業補助金 離島航空路線確保緊急支援補助金	7,550 38,300	
2 給料	△5,241	一般職給 行政職給（一般職）		△5,241
3 職員手当等	△2,957	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当	△570 △48 △197 △456 △1,297 △824 435	
4 共済費	△1,200	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		△1,200
8 旅費	21	費用弁償		21

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 賦課徴収費	41,074	3,000	44,074				3,000
3 戸籍住民基本台帳費	77,682	6,762	84,444	7,414			△652
1 戸籍住民基本台帳費	77,682	6,762	84,444	7,414			△652

3 民生費	6,176,129	61,195	6,237,324	34,239	6,500		20,456
1 社会福祉費	3,339,668	30,994	3,370,662	△6,180	6,500		30,674
1 社会福祉総務費	1,221,592	20,245	1,241,837				20,245

節		金額	説明	
区分				
22 償還金、利子及び割引料	3,000	還付金 過誤納還付金		3,000
1 報酬	709	会計年度任用職員報酬		709
2 給料	1,930	一般職給 行政職給（一般職）		1,930
3 職員手当等	855	期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当		464 52 339
4 共済費	748	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 社会保険料		608 140
8 旅費	34	費用弁償		34
12 委託料	2,486	一般業務委託料 システム改修業務		2,486

1 報酬	△1,334	会計年度任用職員報酬		△1,334
2 給料	△2,302	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 医療職給（会計年度任用職）		△1,302 △3,007 2,007
3 職員手当等	△1,041	扶養手当 通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 勤勉手当 児童手当		258 71 △444 △200 △366 △360
4 共済費	△100	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		△100
22 償還金、利子	25,022	返納金		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 社会福祉施設費	150,116	2,872	152,988	△6,180	6,500		2,552
4 国民健康保険事業費	335,002	△1,463	333,539				△1,463
5 介護保険事業費	636,300	△3,695	632,605				△3,695

節		金額	説明	
区分				
及び割引料			国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	16,858 8,164
1 報酬	616		会計年度任用職員報酬	616
2 給料	239		一般職給 行政職給（一般職） 医療職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	 △2,253 4,292 △1,800
3 職員手当等	1,028		期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 勤勉手当	 723 △257 562
4 共済費	679		共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	 679
17 備品購入費	310		一般備品購入費 庁用器具費	
2 給料	△366		一般職給 行政職給（一般職）	 △366
3 職員手当等	1,497		扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当	 480 240 52 359 186 180
4 共済費	308		共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	 308
27 繰出金	△2,902		国民健康保険事業特別会計繰出金	△2,902
2 給料	△3,308		一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	 492 △3,800
3 職員手当等	102		通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 勤勉手当	 171 272 △540 199

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 老人福祉施設費	324,109	17,158	341,267				17,158
7 後期高齢者医療費	547,621	△4,123	543,498				△4,123
2 児童福祉費	1,979,275	22,621	2,001,896	20,283			2,338
1 児童福祉総務費	268,070	30,294	298,364	19,483			10,811

節		金額	説明	
区分				
4 共 済 費	388	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		388
22 償還金、利子 及び割引料	394	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金		81 313
27 繰 出 金	△1,271	介護保険事業特別会計繰出金		△1,271
1 報 酬	1,041	会計年度任用職員報酬		1,041
2 給 料	10,223	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 医療職給（会計年度任用職） 現業職給（会計年度任用職）		4,663 1,899 3,697 △36
3 職 員 手 当 等	4,494	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 夜間勤務手当 夜間勤務手当（会計年度任用職）フルタイム 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 勤勉手当 児童手当		156 △24 109 144 600 408 1,029 1,203 689 180
4 共 済 費	1,400	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		1,400
12 委 託 料	△4,123	一般業務委託料 調査業務		△4,123
1 報 酬	3,103	会計年度任用職員報酬		3,103
2 給 料	△2,693	一般職給 行政職給（一般職） 医療職給（一般職）		1,599 △4,292
3 職 員 手 当 等	1	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 管理職手当 期末手当		360 △111 △24

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童措置費	984,089	3,785	987,874				3,785
4 保育所費	714,361	△11,615	702,746	800			△12,415

節		説明	
区分	金額		
		期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当 児童手当	△428 154 △370 420
4 共 済 費	△457	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	 △457
8 旅 費	118	費用弁償	118
12 委 託 料	20,604	一般業務委託料 子育て支援見守り強化事業 放課後児童健全育成事業 子育て支援拠点事業 病児保育 ファミリーサポートセンター事業	 8,313 9,120 1,107 1,000 1,064
22 償還金、利子及び割引料	9,618	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	 6,748 2,870
22 償還金、利子及び割引料	3,785	返納金 国庫支出金精算返納金	 3,785
1 報 酬	9,996	会計年度任用職員報酬	9,996
2 給 料	△23,027	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 現業職給（会計年度任用職）	 △7,727 △11,769 △3,531
3 職員手当等	△4,006	通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当 児童手当	 26 △1,369 △2,160 415 △1,098 180
4 共 済 費	△1,317	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（公立学校）	 △1,800 483
10 需 用 費	800	消耗品費	800
22 償還金、利子及び割引料	5,939	還付金 過誤納還付金 返納金 国庫支出金精算返納金	 15 2,962

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 児童福祉施設費	7,267	157	7,424				157
3 生活保護費	852,005	7,580	859,585	20,136			△12,556
1 生活保護総務費	93,259	6,740	99,999	356			6,384
2 扶助費	758,746	840	759,586	19,780			△18,940

4	衛生費	2,325,916	527	2,326,443	413			114
1	保健衛生費	1,367,528	5,639	1,373,167	413			5,226
	1 保健衛生総務費	579,385	5,639	585,024	413			5,226

節		金額	説明	
区分				
			県支出金精算返納金	2,962
1 報酬	153		会計年度任用職員報酬	153
3 職員手当等	4		4 期末手当 期末手当（会計年度任用職）パートタイム	4
2 給料	△426		一般職給 行政職給（一般職）	△426
3 職員手当等	△1,466		扶養手当 住居手当 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当	△601 206 306 △373 △214 △790
4 共済費	△222		共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△222
12 委託料	713		一般業務委託料 システム整備業務	713
22 償還金、利子及び割引料	8,141		返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	7,732 409
19 扶助費	840		生活保護扶助費 出産扶助費	840

1 報酬	828		会計年度任用職員報酬	828
2 給料	814		一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	1,414 △600
3 職員手当等	2,221		扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 管理職手当	△108 △264 △24 50 888

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	清掃費	958,388	△5,112	953,276				△5,112
	1 清掃総務費	80,654	1,329	81,983				1,329
	4 合併処理浄化槽設置整備費	90,462	△6,441	84,021				△6,441
5	農林水産業費	2,417,841	53,942	2,471,783	17,833	5,600	3,600	26,909

節		説明	
区分	金額		
		期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当 児童手当	 864 61 15 649 90
4 共 済 費	849	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 社会保険料	 759 90
8 旅 費	24	費用弁償	24
10 需 用 費	413	消耗品費	413
11 役 務 費	144	通信運搬費 郵便料	144
12 委 託 料	346	一般業務委託料 システム整備業務	346
2 給 料	208	一般職給 行政職給（一般職）	208
3 職 員 手 当 等	932	扶養手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	 696 200 36
4 共 済 費	189	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	189
2 給 料	△3,702	一般職給 行政職給（一般職）	△3,702
3 職 員 手 当 等	△1,605	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	 156 △43 △970 △748
4 共 済 費	△1,134	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△1,134

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 農業費	1,266,622	13,320	1,279,942	246	5,600	3,600	3,874	
1 農業委員会費	49,656	△2,122	47,534				△2,122	
2 農業総務費	116,701	△11,502	105,199				△11,502	
3 農業振興費	179,672	18,406	198,078	246			18,160	
4 畜産業費	380,522	△1,253	379,269				△1,253	

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△1,781	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）		△1,781
3 職員手当等	△343	扶養手当 通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム		60 △30 13 △386
4 共済費	2	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		2
1 報酬	69	会計年度任用職員報酬		69
2 給料	△5,938	一般職給 行政職給（一般職）		△5,938
3 職員手当等	△4,421	住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当		△294 △221 △408 △2,173 △1,565 240
4 共済費	△1,500	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		△1,500
10 需用費	288	印刷製本費		288
10 需用費	100	修繕料 物品修繕料		100
12 委託料	16,834	一般業務委託料 タイワンリス捕獲		16,834
14 工事請負費	330	建設工事費（事業用資産） 新規整備工事		
17 備品購入費	896	重要備品購入費 庁用器具費		
18 負担金、補助 及び交付金	246	事業費補助金 農業用ハウス強靱化緊急対策事業		246
1 報酬	733	会計年度任用職員報酬		733

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 農地費	540,071	9,791	549,862		5,600	3,600	591
2 林業費	53,266	2,000	55,266				2,000
2 林業振興費	50,903	2,000	52,903				2,000
3 水産業費	1,097,953	38,622	1,136,575	17,587			21,035
1 水産業総務費	164,027	4,485	168,512				4,485
2 水産業振興費	491,417	25,651	517,068	17,587			8,064

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△1,800	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	△1,800
3 職員手当等	△297	通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当（会計年度任用職）パートタイム	△50 △257 10
4 共済費	100	社会保険料	100
8 旅費	11	費用弁償	11
1 報酬	131	会計年度任用職員報酬	131
12 委託料	480	建設業務委託料（事業用資産） 測量設計業務	480
14 工事請負費	3,530	建設工事費（事業用資産） 改修工事	
18 負担金、補助及び交付金	5,650	負担金 県営自然災害防止事業	5,650
18 負担金、補助及び交付金	2,000	事業費補助金 被災住居等林地災害土砂除去作業費	2,000
2 給料	2,060	一般職給 行政職給（一般職）	2,060
3 職員手当等	1,680	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当	300 264 50 48 512 326 180
4 共済費	745	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	745
8 旅費	19	費用弁償	19
18 負担金、補助及び交付金	25,632	事業費補助金 6次産業化市場規模拡大対策整備事業	25,632

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 漁港管理費	39,283	1,170	40,453				1,170
5 漁業集落環境整備費	83,596	7,316	90,912				7,316

6	商工費	791,818	△22,942	768,876	14,960			△37,902
1	商工費	791,818	△22,942	768,876	14,960			△37,902
	1 商工総務費	156,228	△16,338	139,890				△16,338
	2 商工振興費	260,104	△22,408	237,696				△22,408
	4 観光費	360,391	15,804	376,195	14,960			844

7	土木費	2,031,279	△6,662	2,024,617				△6,662
---	-----	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	1,170	負担金 県営漁港事業 879 事業費補助金 船溜まり整備事業補助金 291
27 繰出金	7,316	下水道事業特別会計繰出金 漁業集落排水整備事業特別会計繰出金（基準外） 7,316

2 給料	△10,557	一般職給 行政職給（一般職） △7,657 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △2,900
3 職員手当等	△4,384	住居手当 270 通勤手当 通勤手当（一般職） 37 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム △50 管理職手当 △432 期末手当 期末手当（一般職） △2,507 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △637 勤勉手当 △1,378 児童手当 510 単身赴任手当 △360 地域手当 163
4 共済費	△1,397	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △1,397
10 需用費	895	修繕料 施設修繕料（その他） 895
12 委託料	△23,303	一般業務委託料 しま共通地域通貨発行業務 △23,303
12 委託料	15,504	一般業務委託料 誘客多角化等滞在コンテンツ造成事業 14,960 建築物（設備）定期調査 752 消防設備点検 △208
18 負担金、補助及び交付金	300	各種会議等負担金 300

--	--	--

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	土木管理費	118,466	9,434	127,900				9,434
	1 土木総務費	118,466	9,434	127,900				9,434
2	道路橋りょう費	1,035,340	6,500	1,041,840				6,500
	2 道路橋りょう維持費	221,750	6,500	228,250				6,500
3	河川費	26,529	323	26,852				323
	1 河川総務費	15,922	323	16,245				323
4	港湾費	115,763	△16,321	99,442				△16,321
	1 港湾管理費	115,763	△16,321	99,442				△16,321
5	都市計画費	41,675	1,700	43,375				1,700
	2 公園費	15,475	1,700	17,175				1,700
6	下水道費	144,154	△8,298	135,856				△8,298
	1 公共下水道費	144,154	△8,298	135,856				△8,298

節		説明	
区分	金額		
2 給料	4,803	一般職給 行政職給（一般職）	4,803
3 職員手当等	2,921	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当	12 250 408 1,208 863 180
4 共済費	1,636	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	1,636
8 旅費	74	費用弁償	74
14 工事請負費	6,500	維持補修工事費 維持補修工事（道路橋りょう）	
18 負担金、補助及び交付金	323	負担金 県営自然災害防止事業	323
18 負担金、補助及び交付金	△19,200	負担金 県営港湾整備事業 県港湾協会	△19,273 73
21 補償、補填及び賠償金	2,879	補償費（インフラ資産） 補償費	2,879
10 需用費	200	修繕料 施設修繕料（その他）	200
14 工事請負費	1,500	建設工事費（事業用資産） 改修工事	
27 繰出金	△8,298	下水道事業特別会計繰出金 公共下水道事業特別会計繰出金（基準外）	△8,298

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
8	消防費	914,072	△5,647	908,425	1,408	△4,900	186	△2,341
1	消防費	914,072	△5,647	908,425	1,408	△4,900	186	△2,341
	1 常備消防費	629,408	△7,576	621,832		△4,500		△3,076
	2 非常備消防費	106,584	1,634	108,218	1,408		186	40
	3 消防施設費	98,821	295	99,116		△400		695

9	教育費	2,073,589	36,723	2,110,312	10,630		5,000	21,093
1	教育総務費	258,966	△2,092	256,874				△2,092
	2 事務局費	200,805	△2,092	198,713				△2,092
2	小学校費	511,762	15,959	527,721	7,100			8,859
	1 学校管理費	411,864	15,130	426,994	7,100			8,030

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△5,475	一般職給 行政職給（一般職）		△5,475
3 職員手当等	△1,593	通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当		40 △1,256 △887 510
4 共済費	△748	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		△748
10 需用費	△492	修繕料 物品修繕料		△492
12 委託料	732	一般業務委託料 予防接種 機械器具保守管理		239 493
10 需用費	226	消耗品費		226
17 備品購入費	1,408	重要備品購入費 庁用器具費		
12 委託料	295	除却業務委託料 解体工事設計業務		295

2 給料	△1,449	一般職給 行政職給（一般職）		△1,449
3 職員手当等	△643	扶養手当 住居手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当		462 △234 △493 △378
1 報酬	△100	会計年度任用職員報酬		△100
8 旅費	100	費用弁償		100

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	2 教育振興費	99,898	829	100,727			829
3	中学校費	223,831	9,288	233,119	2,000		7,288
	1 学校管理費	164,906	9,288	174,194	2,000		7,288
4	幼稚園費	214,639	△7,376	207,263	1,530		△8,906
	1 幼稚園費	214,639	△7,376	207,263	1,530		△8,906

節		金額	説明	
区分				
10 需用費	5,773	消耗品費 修繕料 施設修繕料（学校）	2,815 2,958	
14 工事請負費	7,864	建設工事費（事業用資産） 改修工事		
17 備品購入費	1,493	一般備品購入費（学校） 庁用器具費 重要備品購入費（学校） 庁用器具費		
17 備品購入費	829	一般備品購入費（学校） 庁用器具費		
1 報酬	△100	会計年度任用職員報酬		△100
8 旅費	100	費用弁償		100
10 需用費	2,306	消耗品費 修繕料 施設修繕料（学校）	480 1,826	
11 役務費	4,192	手数料 廃棄物処理手数料 廃棄物収集運搬手数料	 3,388 804	
17 備品購入費	2,790	一般備品購入費（学校） 庁用器具費 重要備品購入費（学校） 庁用器具費		
2 給料	△7,914	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	 △6,000	△1,914
3 職員手当等	△1,057	通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 勤勉手当	 74 △162 △860 △109	
8 旅費	65	費用弁償		65
10 需用費	530	消耗品費		530

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	519,777	20,772	540,549			5,000	15,772
1 社会教育総務費	82,664	7,420	90,084				7,420
4 公民館費	199,350	4,891	204,241				4,891
6 文化財保護費	194,723	8,461	203,184			5,000	3,461

節		金額	説明	
区分				
17 備品購入費		1,000	一般備品購入費 庁用器具費	
1 報酬		835	会計年度任用職員報酬	835
2 給料		4,169	一般職給 行政職給（一般職）	4,169
3 職員手当等		1,147	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当 児童手当	△288 210 120 937 37 731 △600
4 共済費		1,216	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	1,216
8 旅費		53	費用弁償	53
2 給料		2,400	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	2,400
3 職員手当等		520	期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム	520
4 共済費		500	社会保険料	500
8 旅費		30	費用弁償	30
10 需用費		1,441	修繕料 施設修繕料（その他）	1,441
1 報酬		2,200	会計年度任用職員報酬	2,200
3 職員手当等		33	期末手当 期末手当（会計年度任用職）パートタイム	33
8 旅費		206	費用弁償	206
11 役務費		1,000	手数料 廃棄物処理手数料	1,000
14 工事請負費		5,022	建設工事費（事業用資産） 改修工事	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
6	保健体育費	127,611	△81	127,530				△81
	1 保健体育総務費	127,611	△81	127,530				△81
7	学校給食費	217,003	253	217,256				253
	1 学校給食費	217,003	253	217,256				253

10	災害復旧費	334,657	202,110	536,767	108,600	32,800	5,850	54,860
	1 農林水産施設災害復旧費	266,144	118,810	384,954	58,200		5,850	54,760
	1 農地及び農業用施設災害復旧費	266,144	118,810	384,954	58,200		5,850	54,760

節		金額	説明	
区分				
1 報 酬	1,154	会計年度任用職員報酬		1,154
2 給 料	△2,440	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）		△2,440
3 職 員 手 当 等	△353	期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当（会計年度任用職）パートタイム		△390 37
8 旅 費	49	費用弁償		49
10 需 用 費	1,509	消耗品費 修繕料 施設修繕料（その他）		682 827
2 給 料	71	一般職給 行政職給（一般職）		71
3 職 員 手 当 等	173	扶養手当 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当		78 48 34 13
4 共 済 費	9	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		9

8 旅 費	99	普通旅費		99
10 需 用 費	14,364	消耗品費 燃料費 修繕料 施設修繕料（その他）		100 51 14,213
11 役 務 費	27	通信運搬費 郵便料 運搬料 運賃		9 10 8
12 委 託 料	7,920	建設業務委託料（インフラ資産）		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	公共土木施設災害復旧費	68,513	83,300	151,813	50,400	32,800		100
1	公共土木施設災害復旧費	68,513	83,300	151,813	50,400	32,800		100

11	公債費	2,842,593	△4,068	2,838,525				△4,068
1	公債費	2,842,593	△4,068	2,838,525				△4,068
	1 元金	2,720,879	2,649	2,723,528				2,649
	2 利子	121,714	△6,717	114,997				△6,717

節		説明	
区分	金額		
		測量設計業務	7,920
14 工事請負費	88,000	建設工事費（インフラ資産） 災害復旧工事	
18 負担金、補助 及び交付金	8,400	事業費補助金 農地及び農業用施設災害復旧事業	8,400
10 需用費	1,500	消耗品費 修繕料 施設修繕料（道路橋りょう）	500 1,000
12 委託料	3,800	建設業務委託料（インフラ資産） 測量設計業務	3,800
14 工事請負費	78,000	建設工事費（インフラ資産） 災害復旧工事	

22 償還金、利子 及び割引料	2,649	償還金 地方債元金償還金	2,649
22 償還金、利子 及び割引料	△6,717	利子 地方債利子償還金	△6,717

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	572	404,180	1,823,779	1,117,652	3,345,611	616,568	3,962,179	
補正前	577	383,996	1,861,463	1,120,154	3,365,613	611,015	3,976,628	
比 較	△ 5	20,184	△ 37,684	△ 2,502	△ 20,002	5,553	△ 14,449	

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	60,105	12,732	29,687	28,940	79,714	2,324	744	7,908	16,732	29,862
	補正前	58,854	12,160	28,676	28,940	79,714	2,324	744	7,908	16,732	29,052
	比 較	1,251	572	1,011							
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	442,848	241,253	34,800	122,119	1,000	2,096	3,362	513	913	1,117,652
	補正前	448,609	243,226	33,015	122,119	1,000	1,933	3,362	513	1,273	1,120,154
	比 較	△ 5,761	△ 1,973	1,785			163			△ 360	△ 2,502

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	396		1,440,525	998,611	2,439,136	496,175	2,935,311	
補正前	395		1,452,085	998,907	2,450,992	492,452	2,943,444	
比 較	1		△ 11,560	△ 296	△ 11,856	3,723	△ 8,133	

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	60,105	12,732	20,283	28,940	69,714	2,324	744	7,908	16,732	29,862
	補正前	58,854	12,160	19,788	28,940	69,714	2,324	744	7,908	16,732	29,052
	比 較	1,251	572	495							
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	343,211	241,253	34,800	122,119	1,000	2,096	3,362	513	913	998,611
	補正前	346,250	243,226	33,015	122,119	1,000	1,933	3,362	513	1,273	998,907
	比 較	△ 3,039	△ 1,973	1,785			163			△ 360	△ 296

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(452) 176	404,180	383,254	119,041	906,475	120,393	1,026,868	
補正前	(416) 182	383,996	409,378	121,247	914,621	118,563	1,033,184	
比 較	(36) △ 6	20,184	△ 26,124	△ 2,206	△ 8,146	1,830	△ 6,316	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後			9,404		10,000					
	補正前			8,888		10,000					
	比 較			516							
の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	地域手当	特 地 勤 務 手 当	教員特別手当	単身赴任手当	職員手当合計
	補正後	99,637									119,041
	補正前	102,359									121,247
	比 較	△ 2,722									△ 2,206

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考		
給 料	△ 11,560	その他の増減分	△ 11,560	職員の異動等に伴う分 △ 11,560	会計間異動等 増 6人 減 6人		
職員手当	△ 296	その他の増減分	△ 296	職員の異動等に伴う分			
						扶養手当	1,251
						住居手当	572
						通勤手当	495
						管理職手当	810
						期末手当	△ 3,039
						勤勉手当	△ 1,973
						児童手当	1,785
						地域手当	163
						単身赴任手当	△ 360

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,760,608	20,812,804	2,482,500	2,229,486	21,065,818
(1) 総務	124,878	112,350	90,000	12,478	189,872
(2) 民生	42,875	39,009	16,100	4,357	50,752
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,310,117	1,115,496	5,600	172,668	948,428
(5) 商工	61,700	82,052	24,800	448	106,404
(6) 土木	558,206	491,430	6,500	72,189	425,741
(7) 公営住宅	691,111	717,213	534,700	22,152	1,229,761
(8) 消防	64,800	122,700	71,700	6,932	187,468
(9) 教育	686,990	940,313	76,000	40,944	975,369
(10) 辺地	1,752,739	1,734,471	436,500	248,298	1,922,673
(11) 過疎	6,260,337	6,368,048	1,220,600	762,074	6,826,574
(12) 合併特例	8,206,855	9,089,722	0	886,946	8,202,776
2. 災害復旧債	444,207	529,708	111,400	23,870	617,238
(1) 補助	216,850	258,079	24,200	7,077	275,202
(2) 単独	227,357	271,629	87,200	16,793	342,036
3. その他	6,814,619	6,414,298	351,978	470,172	6,296,104
(1) 臨時財政対策債	6,814,619	6,414,298	351,978	470,172	6,296,104
(2) 減税補てん債	0	0	0	0	0
(3) 臨時税収債	0	0	0	0	0
合計	27,019,434	27,756,810	2,945,878	2,723,528	27,979,160

令和2年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書
(第2号)

壱岐市

議案第56号

令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,156千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,831,949千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月10日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		2,798,352	770	2,799,122
	1 県補助金	2,798,351	770	2,799,121
6 繰入金		411,493	△2,902	408,591
	1 他会計繰入金	278,783	△2,902	275,881
7 繰越金		1	976	977
	1 繰越金	1	976	977
歳入合計		3,833,105	△1,156	3,831,949

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		25,575	△2,902	22,673
	1 総務管理費	22,953	△2,902	20,051
5 保健事業費		48,605	770	49,375
	2 特定健康診査等 事業費	45,189	770	45,959
8 諸支出金		3,716	976	4,692
	1 償還金及び 還付加算金	3,715	976	4,691
歳出合計		3,833,105	△1,156	3,831,949

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	2,798,352	770	2,799,122
6 繰入金	411,493	△2,902	408,591
7 繰越金	1	976	977
歳入合計	3,833,105	△1,156	3,831,949

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	25,575	△2,902	22,673
5 保健事業費	48,605	770	49,375
8 諸支出金	3,716	976	4,692
歳出合計	3,833,105	△1,156	3,831,949

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		△2,902	
770			
		976	
770		△1,926	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	県支出金	2,798,352	770	2,799,122
	1 県補助金	2,798,351	770	2,799,121
	1 保険給付費等交付金	2,798,351	770	2,799,121

6	繰入金	411,493	△2,902	408,591
	1 他会計繰入金	278,783	△2,902	275,881
	1 一般会計繰入金	278,783	△2,902	275,881

7	繰越金	1	976	977
	1 繰越金	1	976	977
	1 その他繰越金	1	976	977

4 県支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	770	特別交付金 770
3 職員給与費等繰入金	△2,902	職員給与費等繰入金 △2,902
1 その他繰越金	976	その他繰越金 976

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	総務費	25,575	△2,902	22,673			△2,902	
	1 総務管理費	22,953	△2,902	20,051			△2,902	
	1 一般管理費	20,337	△2,902	17,435			△2,902	

5	保健事業費	48,605	770	49,375	770			
	2 特定健康診 査等事業費	45,189	770	45,959	770			
	1 特定健康診 査等事業費	40,944	770	41,714	770			

8	諸支出金	3,716	976	4,692			976	
	1 償還金及び 還付加算金	3,715	976	4,691			976	
	6 特定健康診 査等負担金 償還金	1	976	977			976	

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△2,027	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △2,027
3 職員手当等	△489	通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム △50 期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △439
4 共済費	△386	社会保険料 △386

1 報酬	591	会計年度任用職員報酬 591
3 職員手当等	52	期末手当 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 52
4 共済費	110	社会保険料 110
8 旅費	17	費用弁償 17

22 償還金、利子及び割引料	976	償還金 特定健康診査等負担金償還金 976

給 与 費 明 細 書

国民健康保険事業特別会計 保険事業勘定

2. 一般職

(1) 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	2	1,818	4,527	1,349	7,694	1,078	8,772	
補正前	3	1,227	6,554	1,786	9,567	1,354	10,921	
比 較	△ 1	591	△ 2,027	△ 437	△ 1,873	△ 276	△ 2,149	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	職 員 手 当 合 計
	職 員 手 当			136	180		1,033			
の 内 訳			186	180		1,420				1,786
比 較			△ 50			△ 387				△ 437

令和2年度

後期高齢者医療事業特別会計予算書
(第1号)

壱岐市

議案第57号

令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ352,861千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月10日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金		0	1,084	1,084
	1 国庫補助金	0	1,084	1,084
歳入合計		351,777	1,084	352,861

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		3,141	1,084	4,225
	1 総 務 管 理 費	3,141	1,084	4,225
歳 出 合 計		351,777	1,084	352,861

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金	0	1,084	1,084
歳入合計	351,777	1,084	352,861

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	3,141	1,084	4,225
歳 出 合 計	351,777	1,084	352,861

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1,084			
1,084			

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
7	国庫支出金	0	1,084	1,084
	1 国庫補助金	0	1,084	1,084
	1 国庫補助金	0	1,084	1,084

7 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	1,084	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 1,084

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1		総務費	3,141	1,084	4,225	1,084			
	1	総務管理費	3,141	1,084	4,225	1,084			
		1 一般管理費	1,552	1,084	2,636	1,084			

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	1,084	一般業務委託料 システム改修業務 1,084

令和2年度

介護保険事業特別会計補正予算書
(第1号)

壱岐市

議案第58号

令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,024千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,745,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月10日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		563,165	△1,949	561,216
	1 介護保険料	563,165	△1,949	561,216
3 国庫支出金		1,039,019	1,516	1,040,535
	2 国庫補助金	444,932	1,516	446,448
4 支払基金交付金		967,514	△1,311	966,203
	1 支払基金交付金	967,514	△1,311	966,203
5 県支出金		540,060	△1,304	538,756
	1 県負担金	540,060	△1,304	538,756
7 繰入金		621,526	△1,271	620,255
	1 一般会計繰入金	563,736	△1,271	562,465
8 繰越金		700	17,343	18,043
	1 繰越金	700	17,343	18,043
歳入合計		3,732,102	13,024	3,745,126

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		44,236	33	44,269
	3 介護認定審査会費	34,878	33	34,911
3 地域支援事業費		334,020	△4,352	329,668
	2 一般介護予防事業費	38,001	△733	37,268
	3 包括的支援事業 ・任意事業費	103,582	△3,619	99,963
6 諸 支 出 金		700	17,343	18,043
	1 償還金及び 償還付加算金	700	17,343	18,043
歳 出 合 計		3,732,102	13,024	3,745,126

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	563,165	△1,949	561,216
3 国庫支出金	1,039,019	1,516	1,040,535
4 支払基金交付金	967,514	△1,311	966,203
5 県支出金	540,060	△1,304	538,756
7 繰入金	621,526	△1,271	620,255
8 繰越金	700	17,343	18,043
歳入合計	3,732,102	13,024	3,745,126

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	44,236	33	44,269
3 地 域 支 援 事 業 費	334,020	△4,352	329,668
6 諸 支 出 金	700	17,343	18,043
歳 出 合 計	3,732,102	13,024	3,745,126

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			33
212		△4,531	△33
		17,343	
212		12,812	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	介護保険料	563,165	△1,949	561,216
	1 介護保険料	563,165	△1,949	561,216
	1 第1号被保険者保険料	563,165	△1,949	561,216
3	国庫支出金	1,039,019	1,516	1,040,535
	2 国庫補助金	444,932	1,516	446,448
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	57,609	△1,214	56,395
	3 地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	31,270	△1,393	29,877
	5 介護保険保険者努力支援交付金	0	4,123	4,123
4	支払基金交付金	967,514	△1,311	966,203
	1 支払基金交付金	967,514	△1,311	966,203
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	62,218	△1,311	60,907
5	県支出金	540,060	△1,304	538,756
	1 県負担金	540,060	△1,304	538,756
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	28,804	△607	28,197
	3 地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	15,635	△697	14,938
7	繰入金	621,526	△1,271	620,255
	1 一般会計繰入金	563,736	△1,271	562,465
	1 一般会計繰入金	563,736	△1,271	562,465
8	繰越金	700	17,343	18,043
	1 繰越金	700	17,343	18,043
	1 繰越金	700	17,343	18,043

1 介護保険料
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	△1,949	特別徴収保険料	△1,949

1 現年度分	△1,214	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	△1,214
1 現年度分	△1,393	地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	△1,393
1 介護保険保険者努力支援交付金	4,123	介護保険保険者努力支援交付金	4,123

1 現年度分	△1,311	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	△1,311

1 現年度分	△607	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	△607
1 現年度分	△697	地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	△697

1 一般会計繰入金	△1,271	一般会計繰入金（給付費） 一般会計繰入金（事務費）	△1,304 33

1 繰越金	17,343	前年度繰越金	17,343

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	総務費	44,236	33	44,269				33
3	介護認定審査会費	34,878	33	34,911				33
1	介護認定審査会費	7,085	33	7,118				33

3	地域支援事業費	334,020	△4,352	329,668	212		△4,531	△33
2	一般介護予防事業費	38,001	△733	37,268	2,302		△3,002	△33
1	一般介護予防事業費	38,001	△733	37,268	2,302		△3,002	△33
3	包括的支援事業・任意事業費	103,582	△3,619	99,963	△2,090		△1,529	
1	包括的支援事業・任意事業費	103,582	△3,619	99,963	△2,090		△1,529	

1 総務費
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
8 旅 費		33	費用弁償	33

2 給 料	△2,922	一般職給 行政職給（一般職）		△2,922
3 職員手当等	△1,151	期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当		△665 △486
4 共 済 費	△783	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		△783
12 委 託 料	4,123	一般業務委託料 調査業務		4,123
2 給 料	△2,313	一般職給 行政職給（一般職）		△2,313
3 職員手当等	△659	通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当		△77 △336 △246
4 共 済 費	△647	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		△647

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6	諸支出金	700	17,343	18,043			17,343	
	1 償還金及び 還付加算金	700	17,343	18,043			17,343	
	2 償還金	0	17,343	17,343			17,343	

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子 及び割引料	17,343	返納金 国庫支出金精算返納金 8,525 県支出金精算返納金 4,832 支払基金精算返納金 3,986

給 与 費 明 細 書

介護保険事業特別会計

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(3) 9	4,891	31,007	19,719	55,617	10,427	66,044	
補正前	(3) 11	4,891	36,242	21,529	62,662	11,857	74,519	
比 較	△ 2		△ 5,235	△ 1,810	△ 7,045	△ 1,430	△ 8,475	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	職 員 手 当 合 計
補正後	840		445	2,400		7,285	5,070	675	3,004	19,719
補正前	840		522	2,400		8,286	5,802	675	3,004	21,529
比 較			△ 77			△ 1,001	△ 732			△ 1,810

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	9		31,007	19,554	50,561	10,140	60,701	
補正前	11		36,242	21,364	57,606	11,570	69,176	
比 較	△ 2		△ 5,235	△ 1,810	△ 7,045	△ 1,430	△ 8,475	

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	職 員 手 当 合 計
		補正後	840		445	2,400		7,120	5,070	675	3,004
補正前		840		522	2,400		8,121	5,802	675	3,004	21,364
比 較				△ 77			△ 1,001	△ 732			△ 1,810

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(3)	4,891		165	5,056	287	5,343	
補正前	(3)	4,891		165	5,056	287	5,343	
比 較								

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	職 員 手 当 合 計
	職 員 手 当 の 内 訳						165			
補正後						165				165
補正前						165				165
比 較										

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 5,235	その他の増減分	△ 5,235	職員の異動等に伴う分 △ 5,235	会計間異動等 増 減 1人
職員手当	△ 1,810	その他の増減分	△ 1,810	職員の異動等に伴う分 通勤手当 △ 77 期末手当 △ 1,001 勤勉手当 △ 732	

令和2年度

下水道事業特別会計補正予算書
(第1号)

壱岐市

議案第59号

令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ982千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329,917千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月10日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		227,750	△982	226,768
	1 一般会計繰入金	227,750	△982	226,768
歳入合計		330,899	△982	329,917

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		210,785	△8,298	202,487
	1 管理費	75,498	△463	75,035
	2 施設整備費	56,438	△7,835	48,603
2 漁業集落排水整備事業費		119,914	7,316	127,230
	1 管理費	49,039	7,316	56,355
歳 出 合 計		330,899	△982	329,917

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	227,750	△982	226,768
歳入合計	330,899	△982	329,917

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事 業 費	210,785	△8,298	202,487
2 漁業集落排水整備事業費	119,914	7,316	127,230
歳 出 合 計	330,899	△982	329,917

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		△7,887	△411
		1,951	5,365
		△5,936	4,954

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰入金	227,750	△982	226,768
	1 一般会計繰入金	227,750	△982	226,768
	1 一般会計繰入金	227,750	△982	226,768

5 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金	△982	一般会計繰入金（公共下水） 一般会計繰入金（漁業集落）	△8,298 7,316

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	下水道事業費	210,785	△8,298	202,487			△7,887	△411
1	管理費	75,498	△463	75,035				△463
	1 一般管理費	23,835	△463	23,372				△463
2	施設整備費	56,438	△7,835	48,603			△7,887	52
	1 施設整備費	56,438	△7,835	48,603			△7,887	52

2	漁業集落排水整備事業費	119,914	7,316	127,230			1,951	5,365
1	管理費	49,039	7,316	56,355			1,951	5,365
	1 一般管理費	13,367	5,365	18,732				5,365
	2 施設管理費	35,672	1,951	37,623			1,951	

1 下水道事業費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	116	一般職給 行政職給（一般職） 116
3 職員手当等	△578	扶養手当 △240 通勤手当 通勤手当（一般職） △34 期末手当 期末手当（一般職） △24 勤勉手当 20 児童手当 △300
4 共済費	△1	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △1
8 旅費	52	費用弁償 52
12 委託料	△7,887	一般業務委託料 計画策定業務 △7,887

2 給料	2,880	一般職給 行政職給（一般職） 2,880
3 職員手当等	1,529	通勤手当 35 通勤手当（一般職） 期末手当 863 期末手当（一般職） 勤勉手当 631
4 共済費	956	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 956
10 需用費	1,951	修繕料 施設修繕料（その他） 1,951

給 与 費 明 細 書

下水道事業特別会計

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(1) 3	1,001	11,750	7,345	20,096	3,866	23,962	
補正前	(1) 3	1,001	8,754	6,394	16,149	2,911	19,060	
比 較			2,996	951	3,947	955	4,902	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	職 員 手 当 合 計
		補正後	180		292	1,300		2,837	2,010		726
	補正前	420		291	1,300		1,998	1,359	300	726	6,394
	比 較	△ 240		1			839	651	△ 300		951

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	3		11,750	7,298	19,048	3,855	22,903	
補正前	3		8,754	6,347	15,101	2,900	18,001	
比 較			2,996	951	3,947	955	4,902	

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	職 員 手 当 合 計
		補正後	180		292	1,300		2,790	2,010		726
	補正前	420		291	1,300		1,951	1,359	300	726	6,347
	比 較	△ 240		1			839	651	△ 300		951

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(1)	1,001		47	1,048	11	1,059	
補正前	(1)	1,001		47	1,048	11	1,059	
比 較								

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	職 員 手 当 合 計
	職 員 手 当 の 内 訳						47			
補正後						47				47
補正前						47				47
比 較										

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,996	その他の増減分	2,996	職員の異動等に伴う分 2,996	会計間異動等 増 1人 減 1人
職員手当	951	その他の増減分	951	職員の異動等に伴う分 扶養手当 △ 240 通勤手当 1 期末手当 839 勤勉手当 651 児童手当 △ 300	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 公営企業債	1,781,845	1,712,411	8,100	96,357	1,624,154
(1) 下水道	976,572	940,399	8,100	61,551	886,948
(2) 漁業集落排水	805,273	772,012	0	34,806	737,206
合 計	1,781,845	1,712,411	8,100	96,357	1,624,154

令和2年度

農業機械銀行特別会計補正予算書
(第1号)

壱岐市

議案第60号

令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）

令和2年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月10日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	13,430	13,431
	1 繰越金	1	13,430	13,431
歳入合計		83,574	13,430	97,004

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		83,523	13,430	96,953
	1 総 務 管 理 費	83,523	13,430	96,953
歳 出 合 計		83,574	13,430	97,004

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	13,430	13,431
歳入合計	83,574	13,430	97,004

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	83,523	13,430	96,953
歳 出 合 計	83,574	13,430	97,004

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		13,430	
		13,430	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰越金	1	13,430	13,431
	1 繰越金	1	13,430	13,431
	1 繰越金	1	13,430	13,431

4 繰越金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	13,430	前年度繰越金 13,430

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	83,523	13,430	96,953			13,430	
	1 総務管理費	83,523	13,430	96,953			13,430	
	1 一般管理費	83,523	13,430	96,953			13,430	

1 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	8,430	消耗品費	7,430
		修繕料	
		物品修繕料	1,000
18 負担金、補助 及び交付金	5,000	負担金	
		農業機械銀行負担金	5,000